

第 29 回岡山行政法実務研究会のご案内

岡山行政法実務研究会幹事

岡山大学法務研究科教授・弁護士 吉野夏己

岡山大学法務研究科教授 南川和宣

岡山行政法実務研究会は、自治体職員、法曹（弁護士）、行政法研究者（大学教員）の三者等を構成メンバーに、中四国地域の自治体における喫緊の法的課題にかかる問題を多角的に検討するために設立された研究会です。この度、第 29 回岡山行政法実務研究会を下記の要領で開催しますのでお知らせします。

今回は「行政不服審査制度の運用について」をテーマとさせていただきました。行政不服審査法は平成 26 年に大きく改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されております。岡山行政法実務研究会が行政不服審査の問題を取り上げるのは、第 6 回（平成 26 年 11 月）に続き、今回で 2 回目となります。前回の第 6 回では、改正行政不服審査法の成立後・施行前のタイミングで、行政不服申立の専門家である岡山商科大学の伊藤治彦先生と総務省の立法担当者に講演をお願いし、シンポジウムを開催することで、間もなく施行される行政不服審査制度に対し自治体はどのような対応が必要か等について議論したところであります（以上につき、岡山大学大学院法務研究科紀要『臨床法務研究』第 15 号

[olr_015_031_038.pdf](#) 等参照)。

今回は、改正法の施行後 3 年を経過した現時点において、新たな行政不服審査制度の運用にあたり、実際にどのような事前準備が必要であるのか、どのように審理員を選定し事務局を構築するのか、審理員にはどの程度の負担があるのか、さらに、審理員や審査会は処分
の適法性・妥当性について実質的にどのような審査を行うべきであるのか等の問題について、実際に審理員を経験された瀬戸内市役所総務部総務課の矢吹龍直郎氏と、県内の幾つかの自治体で審査会の委員を務めている岡山大学法務研究科の南川和宣氏が、実務と理論の双方の視点から報告を行う予定です。

県内各自治体においては、いまだ改正行政不服審査法の下での案件が皆無であるところも多いと思いますが、近い将来に発生する第 1 号の不服審査事案を処理する際に、今回の研究会での知見が幾ばくかの参考になればと考えております。

最後に、本研究会は自治体法務に興味のある多くの自治体職員の皆様の参加・登録も受け付けておりますので、本研究会への参加の呼びかけもお願いいたします。なお、登録していただいた方には、次回以降のご案内をメールにて送付させていただきます。

1 日 時 2019 年 5 月 25 日（土） 午後 2 時から 5 時

2 場 所 岡山大学津島キャンパス 総合研究棟 2 階 共同研究室

※ 車で来場する場合は、駐車料金が 1000 円程度かかります。

3 研究会テーマ 「行政不服審査制度の運用について」

第1報告 「行政不服審査制度の運用 ー小規模自治体における審理員の視点からー」

報告者 矢吹龍直郎氏（瀬戸内市総務部総務課主任）

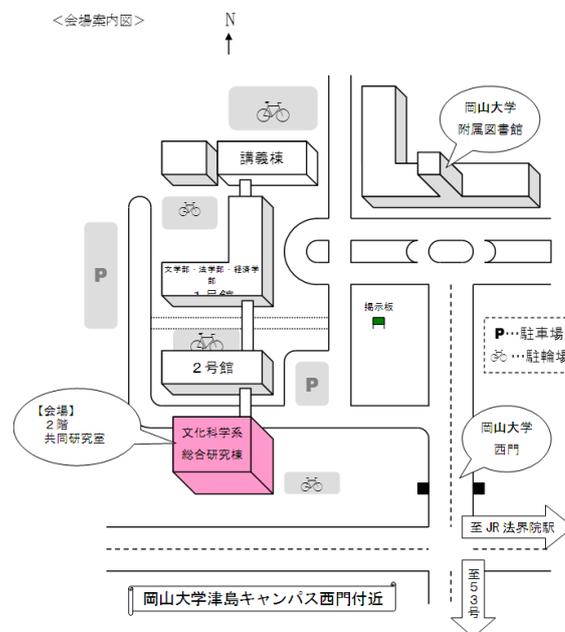
第2報告 「審理員・審査会の審査方法とその課題」

報告者 南川和宣氏（岡山大学大学院法務研究科教授）

4 出席および会員登録の連絡先

参加希望の方または会員登録ご希望の方は、Eメール (oatc-office@law.okayama-u.ac.jp)
にて事務局（岡山大学法科大学院弁護士研修センター（Tel&Fax086-251-8412 内））まで
ご連絡ください。

なお、本研究会は、自治体職員、研究者および弁護士等の自治体法務関係者の研鑽を目的
とした緩やかな勉強会であり、会員の皆様に出席、研究報告、費用の負担などの義務を課す
ことはございません。ご関心のあるテーマにつき、お気軽にご出席ください。また、研究会
で取り上げたいテーマがございましたら、事務局までご連絡ください。



【岡山大学津島キャンパスまで】

- ・ JR岡山駅西口から「47」系統の岡電バスで「岡大西門」下車
- ・ JR岡山駅東口から「17」系統の岡電バスで「岡大西門」下車
- ・ JR津山線「法界院」駅下車、徒歩約20分
- ・ タクシーでJR岡山駅東口とJR岡山駅西口から約10分